

論文

蚕網をめぐる織物消費税問題 —松本網への課税をめぐる—

木村 晴壽

The 1900s' Imposition of the Consumption-Tax on Sericulture-Net Produced in the
Matsumoto-Area

KIMURA Haruhisa

要 旨

戦前日本の生糸輸出が日本の工業化を支えたのだとすれば、製糸業を原料供給面から支えたのは間違いなく養蚕業だった。良質な繭を増産するうえで、蚕の飼育過程で大きな役割を果たした養蚕具のひとつが蚕網であり、蚕網は長野県松本地方の特産物だった。松本市が最大の蚕網産地だったし、蚕網製造業は松本市とその周辺の地域経済にとっても重要な位置を占めていた。19世紀末～20世紀初頭の日清・日露戦争期に軍拡財政の確立・継続を強いられた政府は、大衆課税による増税を租税政策の柱に据えざるを得なかった。大衆課税の一環として織物消費税が創設されると同時に、松本産出の蚕網への課税問題が持ち上がった。松本商業会議所を中心とした蚕網課税反対運動を検討することを通じ、蚕網製造業が当該地域経済に占めた位置と、地方商議所が地域経済に果たした役割とは何であったかを究明した。

キーワード

養蚕具 非常特別税 商業会議所連合会 大衆課税

目 次

はじめに

I. 松本の特産物としての蚕網

II. 織物消費税の新設

III. 蚕網への課税と地域の対応

おわりに

注

文献

はじめに

1949（昭和24）年11月28日、第6回（臨時）国会の衆議院本会議。

○衆議院議長（幣原喜重郎君）：織物消費税法等を廃止する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長：起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

次いで12月2日の参議院本会議。

○参議院議長（佐藤尚武君）：次に織物消費税法等を廃止する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長：過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

織物消費税廃止法案は衆参両院それぞれの大蔵委員会で審議された後、以上のように各本会議で可決・成立した。1905（明治38）年から45年にわたって続いた織物への課税は（毛織物だけは1904年からの課税）、こうして1950（昭和25）年1月1日から廃止されることが決まった。法案可決の数ヶ月前にまとめられたシャープ税制使節団による報告書を受けた政府が急遽、所得税臨時特例法案・物品税改正法案等とともに国会に提出したのが織物消費税廃止法案だった。GHQの要請にもとづいて行った税制調査の結果として公表されたいわゆるシャープ勧告は課税の公平性を主眼とする一方で、所得税中心の税制への転換、したがって間接税の整理をわが国に求めていたため政府は、本格的な税制改革法案に先立ち、比較的着手し易い税目として織物消費税の廃止法案を提出したのである。GHQの要求だったこともあり、織物消費税廃止法案はほとんど実質的な議論もなく成立した^{注1}。

織物消費税は、日清「戦後経営」のために増大した財政需要と日露戦争にともなう膨大な戦費を調達する必要に迫られた政府が、大衆課税を柱とする増税路線を採る過程で新たに設けられた間接税である。課税対象となる織物の種類は時期によって異なり、当初は毛織物課税としての毛織物消費税としてスタートしたものの、俄に織物全般への課税に移行するなかで、織物そのものとは言い難い蚕網も課税対象となったことから、蚕網をめぐるの課税問題が発生することとなった^{注2}。

蚕網は、明治以降になって広く東北地方から九州にかけ全国的に用いられるようになり、その一大産地が松本だったことはあまり知られていない。松本で製造される蚕網は別名「松本網」とも呼ばれ、松本が代表的産地だっただけでなく、松本にとっても重要な製造業となっていた。そのため、発足間もない松本商業会議所は、蚕網を非課税とするべく活発な陳情活動を繰り広げ、最終的には課税の一部免除まで漕ぎ着けることに成功した。

織物消費税をめぐる商工業者は、もともとそれを典型的な悪税と捉えていたため、全国の商業（工）会議所が盛んに廃税運動を展開した経緯があるが、蚕網の主産地だった松本にあっては、かかる活動が織物消費税の廃止というよりも蚕網課税の廃止を求めるといふ、他の地域とは異なる様相を呈することになったのも当然だった。

本論は、以上のような松本での蚕網課税反対運動の中味を可能な限り克明に跡づけることで、松本市およびその周辺の地域経済にとって蚕網製造業がどのような位置を占めていたのかを明らかにすることを第一の目的としている。さらに、蚕網課税反対運動は、蚕網製造業者が中心となりながらも、松本商業会議所の重要な活動として展開したため、その活動内容を検討することによって、典型的な地方商業会議所である松本商業会議所が中小業者としての蚕網製造業者の利益を擁護し得たのか否かを究明することになり、その点にも本論の目的がある。

I. 松本の特産物としての蚕網

1. 近世からの養蚕具、蚕網

わが国では遅くとも奈良時代には養蚕・製糸が定着してはいたが、その技術は低位に止まっていたため、絹織物の原料としては基本的に輸入生糸に依存していた。近世期なっても長崎貿易の輸入の過半は中国産の生糸・絹織物であり¹⁾、これら輸入品の支払いには佐渡や石見の金銀、別子の銅が充てられた。その結果、国内の金銀が大量に流出することとなり、金銀の手持ちが乏しくなった幕府は1685(貞享2)年に、中断していた白糸割符制度を復活させて生糸の輸入高制限を再開した。1713(正徳3)年には、養蚕・製糸の奨励と国産生糸の使用を促す布令を発し、この頃から漸く生糸の輸入量が減少していった²⁾。したがって少なくとも江戸中期までは、わが国の製糸技術が立ち後れていたことは間違いなく、養蚕・製糸が盛んに展開するようになるのは18世紀に入ってからのことなのである³⁾。こうした養蚕・製糸の展開に呼応するように、1702(元禄15)年にわが国最初の養蚕書である『蚕飼養法記』⁴⁾が出版され、そこには、蚕種の見極めから始まって養蚕・製糸・絹織物に関する当時の先進的知識が平易に著されているにもかかわらず、蚕網には一切触れられていない。本書が京都周辺の一般的な技術を基礎にしていたことがその理由にあるとしても、『蚕飼養法記』が、全国的な知名度を持つ初の養蚕書としてわが国養蚕・製糸業の普及に重要な役割を果たしたことは間違いがない。

『蚕飼養法記』以後、様々な養蚕指導書の出版が相次ぐこととなり、これら養蚕書の多くには、蚕の詳細な飼育法が記載されているだけでなく種々の養蚕具が絵入りで掲載されてもおり、直接または間接に蚕網に関わる解説等が登場する。

以下、『蚕飼養法記』以降の主要な養蚕書を手がかりとして、蚕網がわが国近世・近代の養蚕業で

どのような使われ方をしていたのかを確認しておきたい⁵⁾。

1) 『養蚕須知』の蚕網

上州渋川の吉田友直が1794(寛政6)年に記した『養蚕須知』は、餌として蚕に与えた後に古くなった桑の葉を取り替え排泄物を取り去るための方法について、蚕が眠る直前に粉糠を蚕の上に薄く播きその上に新鮮な桑葉を播けば、蚕が糠からさらに上の桑葉に登ってくるので、その時に箸などで蚕を摘み新たな箔(籠)に移すことを奨めると同時に、蚕網を用いる方法も紹介している。本論の主題である蚕網についての、恐らくは最も古い記述と思われるので、やや長文になるが引用することとする。

「唐土乃法には箔の大サなる網をこしらへ置て蚕沙(排泄物……筆者注)をとらんとする時蚕乃上にか乃網を敷、其上に桑を置て蚕の新桑に移りたる時、兩人して網乃はしをもちて外のかこに移す。是わつらしからず人手少くて早くなる法也。今此法と右乃すり糠の法を合せて行ふ時はいよゝ宜し。先糠を布て其上に網を置、粉桑をまき置て蚕移りたるを見て網乃はしを取、ひつはりて外乃箔に移すべし。網はちひさきかたの箔に用るには麻糸にて作る、大なる方は藁にてもよし。箔ひとつに網をとりてきよめほしかわかして又用ゆる也、是は唐法にていまたこの國には志られざる事なれば、今迄しられたる様にて移すとも損益有事にあらず、唯人手をはぶく迄の事也。」

この書で著者は「唯人手をはぶく迄の事」と、専ら作業能率の観点からのみ、蚕網を箔に載せ、蚕を乗せた網ごと別の籠に移す方法を紹介するとともに、2種類の蚕網の絵も掲載している(写真1)。

『養蚕須知』で解説されている蚕網利用の目的は、蚕網を用いない場合と全く同じであり、排泄物を清掃し、新鮮さに欠ける桑葉を蚕が食べないようにす

ることにあつた。しかもそこでは「唐土乃法には」として、蚕網を利用するのは中国で行われている方法だと述べている。このような『養蚕須知』の蚕網に関わる記述で、さしあたり指摘すべきは、

- ①蚕網を使用する目的が、蚕の排泄物を処理し、同時に新鮮な桑葉を与えるため、蚕全体を新たな籠に移すことにある
- ②蚕網が「唐土」すなわち中国で使われる養蚕具であると理解されている
- ③麻で編んだ小型網と、藁などで編んだ大型網の2種類がある

の3点である。後述の使用方法との関連があり、留意しておきたい。

2) 『養蚕秘録』の蚕網

『養蚕須知』から9年後、1803(享和3)年に出版された『養蚕秘録』(但馬の上垣守国著)には「蚕に大小出来ざる心得の事」と題する一節があり、そこでは以下のように述べられている。やはり

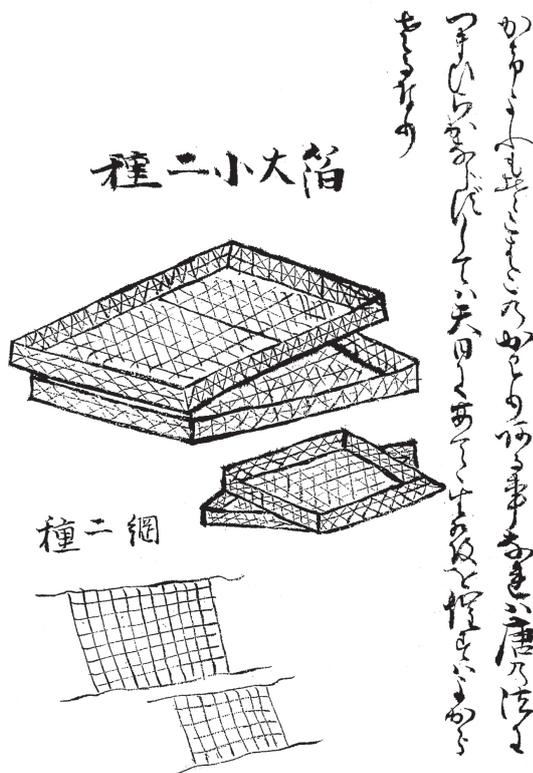


写真1. 『養蚕須知』の蚕網2種類挿絵

長文にはなるが、蚕網に関わる重要な箇所なので以下に引用する。

「達者成蚕弱き蚕の上に登り葉を喰ふ故下に敷れし弱き蚕は葉喰ふ事あたわず。じつとして上に成りし蚕外へ行を待頭を低て居る上なる蚕ハ十分葉喰ひ下に敷れしハ得喰ず上なる蚕漸外へ行し時に下なる蚕葉を尋れども最早上なる蚕喰尽し糟と成残りし葉は皆しほれ彼是する内時刻過て弱き蚕は飢に及ぶなり。是不揃性あしくなる根本にて後々六ヶ敷なるべし、至て大切の秘事なり。能々心得べし。」

ここで著者は、蚕が食べる桑の葉の量と質に違いが出ないようにすることを通じ、飼育する蚕の成長速度をできるだけ一定に保つことが肝心であると述べ、『養蚕須知』よりもさらに精緻な飼育法の知識を披瀝している。もちろん、蚕網を利用する目的が排泄物の処理にもあったことは言うまでもない。こうした養蚕の勘所を詳細かつ平易に解説した点が本書の大きな特徴であり、この『養蚕秘録』がベストセラーとなり1848(嘉永元)年に仏訳され国外でも紹介された理由もそこにある³⁾。

蚕の成長速度が区々になることを避けることこそが「大切の秘事」と強調したうえで同書は、網目サイズの異なる4種類の蚕網を絵入りで紹介し(写真2)、さらに次のような解説が続く。

「葉を喰切らざる内にハ責かけ、ふり掛くべし。此責葉不足なる時は蚕不揃になるべし。かくするうちに先に眠し蚕ハ上なる皮を脱出る是を衣をぬぐといふ。すでに衣を脱ぎ葉のうへに起り上る是をある國にてはうきともいふ。此起りし蚕見へバ直に葉をふり止べし。此時おおかた遅き蚕ありとて此責葉をふり掛連ば先に起上りし蚕葉喰ふ頃遅き蚕は漸居眠になるを待兼葉を止る故先に起りし蚕式三度も責葉を喰ひ肝心の喰盛の頃若き蚕の為に食止めに逢ふ

故大きに痛むべし。四度の起附皆此止め葉の間違ひより蚕に大小出来色々の病ひ出る、至て大切の事なり。此時ある國にてハ蚕網といふ物を徒かふなり、此網の数四ツ程用意して蚕の大サに見合後程目あらしきを用ゆ。此網の遣ひ方ハ蚕過半眠りし頃蚕の上に網を置き葉の葉は網の目を洩ぬ程に拵へあみのうへにふりかけ置べし。斯のごとくすれば眠りし蚕は下たにすくみ居る眠ざる若き蚕は網の目を潜り上なる葉にたかり葉を喰ふなり。此時網の四方を持上にあがりし若き蚕を外の器へとり責かけ、葉を喰すべし。下に残りし眠蚕は少暖なる高き所へ上げ起り上る様にすべし。斯くのごと

くする時はおそき蚕も早き蚕も一調に能揃ふべし、是秘伝なり。又網なき國は責葉のとき………」

大量の蚕を飼育する過程では、当然のことながらそれぞれの蚕が眠りに入る時期は異なってくるため、蚕網を蚕籠の上に被せてその上に葉(桑)の葉を置けば、未だ休眠していない蚕は網の目を潜って網上に這い上がり、そこに置かれた葉の葉を十分に食べることが可能になる。その一方で、既に休眠に入った蚕は動き回る蚕と接触することのない状態に置かれる利点に加え、入眠時期毎のグループ分けが可能になるというのである。上に登る

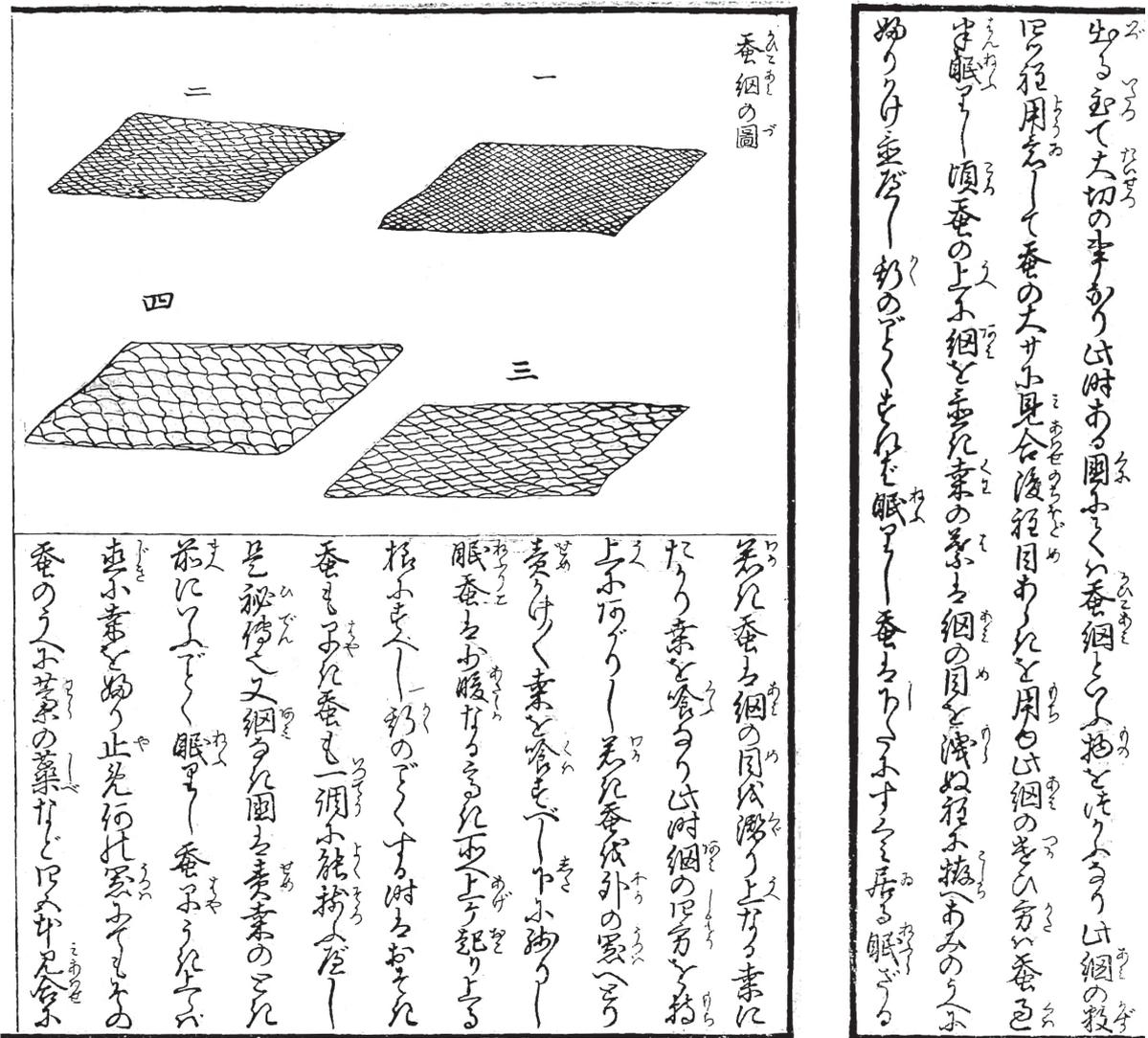


写真2. 『養蚕秘録』の「ある國にてハ」の文章箇所と蚕網4種類の挿絵

という蚕の性質を利用した、まことに合理的な飼育方法が実践されていたことが記されているのである。

このことに加え注目すべきは、蚕網を使わない地方がほとんどで、蚕網を利用する飼育方法は実は「ある國」だけで行われていたことであろう。明治末期松本市の製造業の実態を概観した『松本大観』^{注6}が蚕網に関して解説した、「市特産の一にして松本網と称するもの是なり。初め蚕業幼稚の時代には藁琉球草等を以て不完全なるものを編みて用ひたりしに漸次蚕業の発達に伴ひ糸製蚕網を製するに至り洩染糊施用の方法につき苦心を重ね遂に現今用ふる所の品物を製するに至り」の文章と考え合わせると、『養蚕秘録』で言う「ある國」が信州であり、蚕網を使って蚕の成長速度ごとにグループ化する方法が、ほぼ信州のみで行われる「秘伝」だったことは明らかであろう。上州居住の養蚕家が記した『養蚕須知』においてさえ「唐土乃法」と認識されており、信州の隣国である上州でも未だ

に蚕網が利用されていなかったのである。

3) 『養蚕秘録』の蚕網

『近江長浜の成田重兵衛著、1813(文化10)年出版の『養蚕絹飾』は養蚕業を主に経済的観点から解説し、蚕種・繭の値段をはじめとして経済的得失についての記述に特徴があるが、ここでも蚕網に触れた箇所がある。養蚕具の種類を説明する挿絵のひとつに、『養蚕須知』と同様に、大小網目の2種類の蚕網が掲載されている。それらには簡単な文章が付されており(写真3)、網目の小さい蚕網には「二度居より庭居までもちゆ」、大きい網目の蚕網には「庭起後もちゆ」との説明になっている。

わが国の養蚕業で扱われてきた蚕品種は通常、4回の入眠・脱皮を繰り返し、4回目の脱皮を終えてから上族して繭を作る。一般的には、1回目の入眠・脱皮をそれぞれ「獅子休」「獅子起」、2回目を「鷹休」「鷹起」、3回目を「船休」「船起」、そして最後の4回目を「庭休」「庭起」と表現する習慣があった

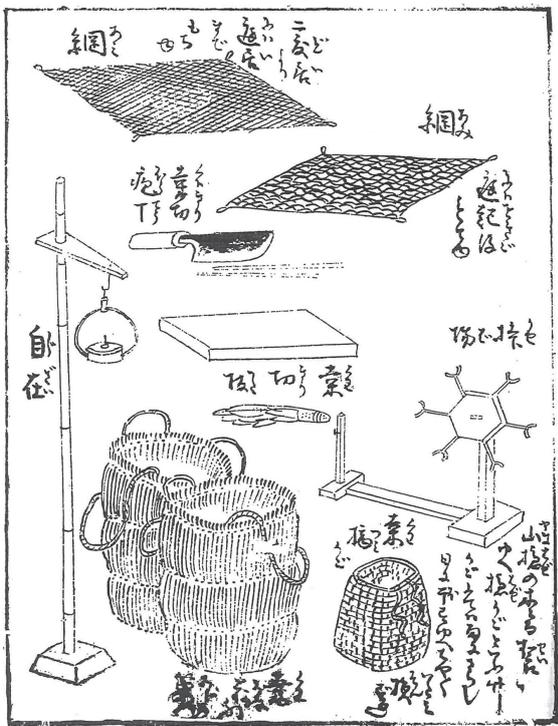


写真 3. 『養蚕絹飾』の蚕網 2 種類挿絵



写真 4. 『養蚕絹飾』 筵の上の蚕網挿絵

注7。したがって、「二度居」とは2回目の入眠(鷹休)を指し「庭居」は4回目の入眠を意味しているから、網目の大きな蚕網は、最後の上族させる直前に使用する網ということになる。

これら蚕網の用途について『養蚕絹篩』は特に解説していないが、写真4に見られるようにやはり挿絵で、筵の上で蚕を飼育し、その上に蚕網を被せて使用している様子を表現している。そこには「二度居 網にて蚕下かへる図」との説明が付されており、主に蚕の排泄物処理を目的に蚕網を利用すると指摘するのみである。

近世期には『養蚕絹篩』の後にも、主要な養蚕書として1847(弘化4)年の『養蚕教弘録』(信州塩尻の清水金左衛門著)、1849(嘉永2)年の『蚕当計秘訣』(福島の中村善右衛門著)という著名な養蚕書が出版されているが、いずれも湿度計や温度計を用いて湿度・温度をコントロールする技術を中心とした指導書なので、ここでは省略する。

4) 明治期の養蚕書と蚕網

明治期になると、印刷技術や出版事情が好転したことを背景に出版される養蚕書の数も増えるが、蚕網の叙述に関する限り、近世期の養蚕書と大きく変わってはいない。

例えば、1873(明治6)年に発刊された『養蚕輯要補』には、「庭起より日々蚕尻を取る時ハ藁にて成丈細き縄を以て巾三寸長六七寸位の大網前々蚕の分量を考へ拵へ置朝乗を与へる前に蚕の上に置十分に乗をあたへるなり。世上に晝表に造る丸蘭又丸琉球といふを凡十本計り籠の丈より五六寸長切五本づ頭を揃へ結び多く貯置朝乗の前に蚕の上へ行違ひに程よくならべて常のごとく乗を与へて蚕の葉に取付程よき頃双方両手にて右琉球を束ね持他の籠へ移し」と、4眠以降に網を使用すべきことを奨励している。しかも、網の代用として一般的には晝表の蘭草か琉球草を用いているとも指摘しており、後述のごとく、この点は『松本商業会議所報告』の「蚕業幼稚の時代に在ては各地の養蚕家が藁琉球草等を始め其他得

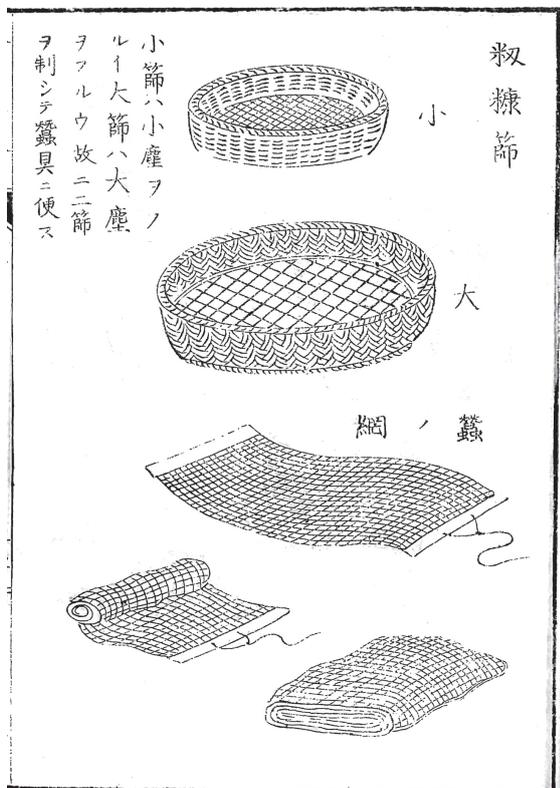


写真5. 『養蚕新論』 縁穫り蚕網の挿絵

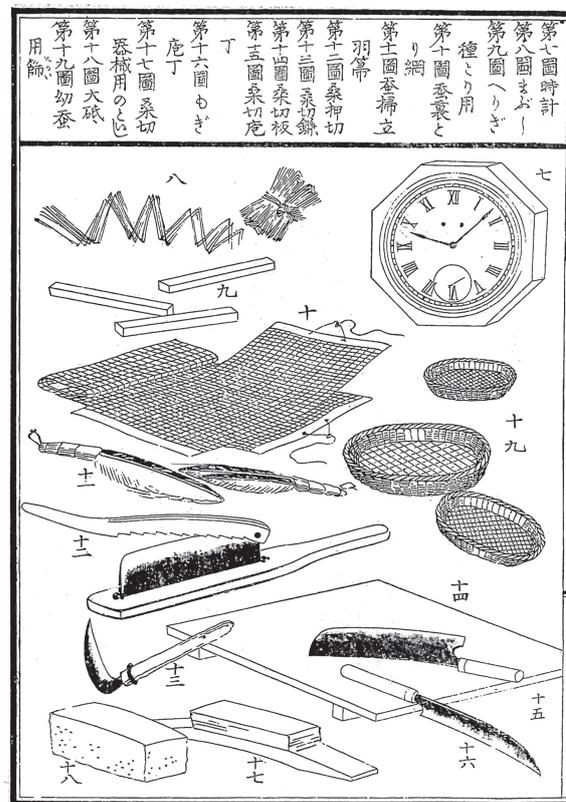


写真6. 『養蚕真実』 「蚕裏とり網」の説明付挿絵

易き適宜の材料を以て編成したる不完全なるものを使用し来りしが」という説明と符合する。

1872(明治5)年に群馬県の田嶋弥平が出版した『養蚕新論』では、写真5のように、「蚕ノ網」として絵が示されており、網目のサイズは1種類だけのように見える。ただし、『養蚕新論』で特徴的なのは、蚕網の両端が恐らくは竹で縁取りされ、そこに紐が取り付けられている点である。単なる網から改良され、両端を竹等で括ったうえでさらに、蚕を傷つけず、かつ作業がし易いように紐を付けた蚕網になっている。しかもそのような蚕網とともにそこには、広げればかなりの長さになると思われる網地が幾重にも巻き折られた長尺物の絵もあり、縁取りと紐、および長い状態の網地はいずれも、後述するように、明治期後半に確認される松本で生産された蚕網そのものである。

このように見てくると、明治初年の時点ですでに、蚕網生産のピーク時である大正期の蚕網の形状が完成していたことになり、遅くとも幕末にはいわゆる



写真7.『養蚕實説』「箆を持って蚕下を採除く図」の挿絵

「松本網」がわが国の養蚕業界に一定の地位を占め定着していたことは間違いないだろう。

『養蚕新論』をベースにして1888(明治21)年に群馬県で出版された『養蚕眞實』でも、やはり蚕網が絵で紹介されている(写真6)。その形状はその後の完成された蚕網と全く同じだが、そこでは「蚕裏とり網」と記されており、用途が基本的には排泄物の処理にあることが示されている。蚕の成長速度との兼ね合いを考慮した記述は一切ない。また、『養蚕眞實』と同じ1888年に兵庫県で出版された『養蚕實説』では、「箆を持って蚕下を採除く図」とする挿絵が掲載され、排泄物を処理するためとしてそこに描かれているのは(写真7)、網ならぬ箆(恐らくは木製)なのである。

以上の検討から、

- ①近世期には蚕網を使用する地域が限られていたこと
- ②そして、その地域はほぼ信州に限定されていたこと
- ③蚕網を使用する目的が、信州では、排泄物処理とともに、蚕の成長速度に対応したグループ分けにあったこと
- ④幕末には蚕網の完成型であり、後に松本のブランド商品となる「松本網」がほぼ完成していたこと

が判明する。

2. 近代松本の蚕網

ここでは、明治以降の松本における蚕網製造の実態を検討することとする。

1909(明治42)年発行の『松本商業会議所報告』第1号は、松本の主要な製造業を概観するなかで蚕網を次のように取り上げた。

「一、事業の来歴 養蚕業に蚕網の必要なるは既に従来より養蚕家の認知する処にして蚕業幼稚の時代に在ては各地の養蚕家が藁

琉球草等を始め其他得易き適宜の材料を以て編成したる不完全なるものを使用し来りしが蚕業の発達に伴ひ必要に応じ廉価にして使用便なる此糸製蚕網を發明するに至れり。其間製織機械發明に付き又洗染糊施用の方法に付き研究に苦心し中には斯業の改良発達の爲めに其財産を犠牲に供したるさへ甚少なからざりしが、漸く成效して今や専ら蚕業界に好評を博し一名松本網の称を得て一般に需要せらるゝに至れり。

- 二. 生産の状態 本品は多く農閑を利用して調製せらるゝものにして明治十二年頃には附近養蚕家の需要を充たすに過ぎざりしが各地蚕業の発達に伴ひ交通機関の完備と共に明治四十二年に於ては四十六万二千四百反の産出を見るに至れり。
- 三. 販路の消長 販路は全国各地に至らざる処なきも、就中関東地方を最とし東北関西四国九州地方之に次ぎ、近年に至りては清韓両国にも輸出せらるゝに至れり。」

また、1912(大正元)年に出版された『松本大観』でもほぼ同じ内容が記載されているが、『松本大観』では、「明治四十二年には四十六万二千四百反価格十五万五千円を産出するに至れり」として生産額

も報じている。

これらの記述から「蚕網」という独特の養蚕具は、実は松本で考案されたものであり、松本名産ともいべき特産品であること、および松本が蚕網の主産地であり別名「松本網」の名称も使われていたことが判明する。しかもその販路が、およそ養蚕が行われている地方すべてに及び、朝鮮半島・中国にも輸出されていたというのである。

蚕網に関する全国的統計はないが、いま長野県統計書から確認できる蚕網の製造額を表1によって見ると、長野県全体の生産額が明治期から大正期にかけて順調に伸びており、特に大正期に急速に生産額が増加することがわかる。しかも注目すべきは、長野県全体の蚕網製造額のうち7割～8割が松本市で生産されていたことであり、したがって、長野県全体の蚕網製造額の伸長も多分に松本での生産額の伸びがその内実だったことである。

近世から近代にかけて出版された養蚕書の記述、そしてこれら商工業関係の記述から見て、蚕網を用いた蚕の飼育方法が幕末以降、急速に全国に普及していったこと、および松本とその周辺が恐らくは蚕網の最大の産地だったことは、もはや疑いようがない。もっとも、『松本大観』や『松本商業会議所報告』と比較して『長野県統計書』の数値は生産額・生産量ともに過小になっており、松本商業会議所による数値を採用すれば、蚕網製造における松

表 1 蚕網の生産額(長野県・松本市)

(単位:円)

	長野県	松本市	松本/県
1907(明治40)		50,000	
1910(43)	121,582	80,000	66%
1912(大正 1)	135,529	100,000	74%
1914(3)	168,179	120,000	71%
1916(5)	275,493	220,000	80%
1918(7)	472,175	350,000	74%
1924(13)	317,166	252,840	80%

出典:各年の『長野県統計書』

本の地位はさらに高まることになる。商品としての蚕網製造に関する限り、松本の独壇場だった可能性すらある。

II. 織物消費税の新設

1. 大衆課税の開始

1) 国債依存の軍拡財政

1882(明治15)年7月23日、漢城(ソウル)の日本公使館が数千の朝鮮民衆に取り囲まれるというクーデター事件が起こった。このクーデターには朝鮮政府が関わっていたため、公使館の護衛に当たるべき朝鮮の軍隊は駆けつけず、パニックに陥った日本公使館員28名は、夜中の12時頃、書類もろとも公使館に火を放ち書類もろとも焼き払って、国旗と銃剣を振るい公使館を退去した。いわゆる壬午事変である。この事件を契機に、朝鮮問題をめぐり日清間の衝突は避けられないと考える軍部、特に海軍が政府に軍拡要求を突きつけることで、清国を仮想敵国とした日本の軍拡が始まった。1882(明治15)年を境に日本の中央財政が軍拡により膨張の一途を辿ったことは、表2を一瞥すれば明らかである。それまでは歳出のほぼ15%~19%で推移していた軍事費の割合が1883(明治16)年からぐんぐん上昇し、日清戦後の1898(明治31)年には50%を超える年度もあるほどになり、いわば異常な数値を示し始める。1896(明治29)年には歳出総額が前年の2倍に達しており、日清戦後のこの時期から財政支出の規模は急膨張する。その原因が軍事費の増大にあることもまた、この表から読み取ることができよう。

日清戦争に勝利した後も、朝鮮での支配強化と台湾経営を進めるための日清「戦後経営」、および次の仮想敵国ロシアを念頭に置いた大軍拡が続いた。1904(明治37)年に宣戦布告し、翌年6月まで約1年半続いた日露戦争で政府は、日清戦争とは比較にならない戦費を費消した。日清戦争よりも

9ヶ月長く戦われた日露戦争は、1ヶ月当たりの戦費支出でみても、日清戦争の4倍以上の戦費を要したのである⁴⁾。

この巨額の戦費の8割以上が実は国債で賄われており、しかも国債の過半は外債だったことは周知の事柄である。日清戦争終結後はほぼ10%台で推移していた国債費の割合が、日露戦争後には一挙に30%前後まで跳ね上がっているのはそのためである(表2参照)。急激な軍拡による財政膨張が極端な国債依存によって引き起こされている以上、早晩、徹底した増税策が必要になることは自明である。国債の借替えにも限度があるうえ、国債はいつかは償却されなければならないのであり、それは租税の先取りを意味するからである。

2) 非常特別税の実施

1904(明治37)年、日露開戦の翌月3月に第20回帝國議会在臨時召集された。政府はこの議会に、臨時軍事費3億8,000万円と臨時事件予備費4,000万円の合計4億2,000万円の臨時支出を要求し、その財源の大部分は、前述のように、国債によって賄う一方、租税増徴と専売制度の創設により約6,800万円を捻出する計画も立てた。そのための方策として政府は、非常特別税法案を提出し、税目ごと個別に法律を制定したり改正したりする手間を省き、すべての措置を非常特別税法という単一の法律で処理しようとしたのである⁵⁾。すでにロシアとの戦端が開かれていたことから、できるだけ円滑に法案の成立をはかりたい政府は事前に、当時の2大政党である立憲政友会と憲政本党と折衝した上で法案を提出したのである。政府原案の増徴は多岐にわたっており、課税を強化しようとしたのは、地租・営業税・所得税・酒税・砂糖消費税・醤油税・登録税・取引所税・狩猟免許税・鉦区税・輸入税の11税目に及んだ。さらに塩・毛織物・石油・絹布の消費税を新設し、印紙の増貼をはかる内容となっていた。

両政党と調整した結果、政府原案には何点かの修正が加えられ、政府と政党との合意が成立した。そ

表2 中央財政支出の分類別割合

(単位:千円、%)

	総額	行政費	軍事費	国債費
1876 (明治 9)	59,308	74.2 %	17.4 %	8.4 %
1877 (10)	48,428	46.4	19.0	34.6
1878 (11)	60,941	41.1	15.2	43.7
1879 (12)	60,317	45.2	18.7	36.1
1880 (13)	63,140	45.5	19.0	35.5
1881 (14)	71,460	44.2	16.6	38.8
1882 (15)	73,480	51.2	16.9	31.9
1883 (16)	83,106	42.4	23.1	34.5
1884 (17)	76,663	51.3	22.8	25.9
1885 (18)	61,115	51.2	25.4	23.1
1886 (19)	83,223	46.0	24.7	28.9
1887 (20)	79,453	45.0	28.0	27.0
1888 (21)	81,504	47.0	27.7	25.4
1889 (22)	88,756	52.9	26.4	20.7
1900 (23)	73,082	47.1	28.0	24.9
1891 (24)	83,555	49.0	28.3	22.2
1892 (25)	76,734	45.0	31.0	24.1
1893 (26)	84,581	50.0	27.0	23.1
1894 (27)	78,128	48.0	26.5	25.3
1895 (28)	85,317	44.0	27.6	28.7
1896 (29)	168,856	38.0	43.4	18.1
1897 (30)	223,678	37.0	49.4	13.2
1898 (31)	219,757	36.0	51.1	12.9
1899 (32)	254,156	41.0	44.9	13.7
1900 (33)	292,750	43.0	45.5	11.9
1901 (34)	266,856	47.0	38.4	14.1
1902 (35)	289,226	55.5	29.7	14.8
1903 (36)	249,596	52.1	33.3	14.7
1904 (37)	277,055	77.0	11.8	11.4
1905 (38)	420,741	80.0	8.20	11.7
1906 (39)	464,275	39.0	27.9	32.7
1907 (40)	602,400	38.0	32.9	28.9
1908 (41)	636,361	38.0	33.5	28.1
1909 (42)	532,893	38.0	33.3	29.1
1910 (43)	569,154	37.0	32.5	30.1
1911 (44)	585,374	39.6	35.1	25.4

出典:『明治大正財政詳覧』(1926年、東洋経済新報社)

の修正点は、

- ①非常特別税法は「平和克復後」1年限りで廃止することを明文化
- ②宅地以外の地租増徴率を軽減
- ③砂糖消費税の増徴内容を変更
- ④絹布消費税・塩消費税を削除
- ⑤輸入税を政府案よりさらに増徴
- ⑥印紙の増徴を軽減
- ⑦輸入原料砂糖戻税の廃止案を撤回

の7点で、すべて合意通りの修正を経て非常特別税法は成立し、同年の4月1日から施行された。

'04年に続いて翌'05年には、さらなる増徴をはかるため非常特別税の改正が行われたことから、通常、'04年の増徴を第1次非常特別税、'05年の改正による増徴強化を第2次非常特別税と呼んでいる。

第2次非常特別税として政府が増徴を計画したのは、地租・営業税・所得税・酒税・砂糖消費税・登録税・取引所税・狩猟免許税・売薬営業税・印紙税・輸入税の11項目、新設計画は、鉱業税・通行税・織物消費税・行政訴訟用印紙・相続税の5税目だった。そのうち印紙税については、既存の税を増徴するだけでなく小切手印紙税を新設、鉱業税については鉱区税に対する非常特別税として鉱業税を課すことに加え、試掘にも課税する内容になっていた。

第2次非常特別税法案についても政友・憲政両党と協議したうえで議会に提出し、若干の修正が加えられて成立した。

その修正点は、

- ①地租の増徴率を軽減
- ②麦酒への増徴
- ③砂糖消費税の増徴
- ④輸入税の増徴
- ⑤通行税のうち1等・2等の税率増加
- ⑥毛織物以外の織物消費税を原案よりも軽減し、納税方法を変更
- ⑦繭輸入税の新設
- ⑧酒造税の焼酎課税を軽減

だった。

こうして、第2次非常特別税は'05年の1月1日から実施に移された。

第1次・第2次非常特別税に共通する最大の特徴は、第1次非常特別税法案の成立に際し政党の要求で加えられた、「平和克復後1年に限り」を明文化するという項目である。成立した法案にはその合意に沿い第1条で、「臨時事件ニ因り生シタル経費ヲ支弁スル為本法ニ依リ」各税目の増徴をはかることが、第27条で、「平和克復ニ至リタルトキハ其ノ翌年末日限本法ヲ廃止ス」ることが、それぞれ明記された。すなわち、第1次・第2次非常特別税はあくまでも臨時の措置であり、日露戦争終結の翌年いっばいで廃止されることが法律の条文として盛り込まれていたのである。まさしく「非常特別」税であることを明確にした条文だった。

日露戦争は、開戦から1年8ヵ月後の'05年9月にポーツマスで平和条約に調印することで終結した。だが、周知のごとく、この条約の内容が無賠償講和だったから、政府としては非常特別税の存続をはかる以外の選択肢はなくなっていた。

こうした政治の動きに反応し、社会情勢も混乱しつつあった。無賠償講和に憤った民衆がポーツマス条約調印の日に東京日比谷公園に結集して条約反対国民大会を開いた後、暴徒化して一時は東京が無政府状態に陥るといふ事件が起こり、日露戦争を遂行し講和条約を締結した第1次桂内閣への批判が強まっていた。もともと桂内閣は、日露戦争を遂行する必要性から政治的安定を求めて、最大の政党である立憲政友会との間で密約を成立させていた⁶⁾。桂内閣に協力すれば然るべき時期に政権を政友会総裁の西園寺公望に禅譲するというのが密約の内容であり、'05年11月には桂内閣の手で第2次日韓協約の調印も果たしたことから、兼ねてからの密約に従い桂内閣は、'05年12月に総辞職した。政権は第1次西園寺内閣へと移っていた。

財政の逼迫は如何ともし難い状況にあり、やむなく西園寺内閣は、'05（明治38）年12月召集の第22

回帝国議会で歳出・歳入5億円を超える過去最大の予算案とともに、非常特別税法の改正案を提出したのである。このうち非常特別税法改正案は、単純に第1条・第27条を削除するものであり、それは戦時に限った期限付きの課税という約束事を反故にすることを意味した。

この改正案に対し貴衆両院ともに強く抵抗をしたものの、最終的には、官民の委員からなる税法調査会を設け向こう2年間で税制整理の成案を得るとの条件で、非常特別税法改正案は承認された。

3) 日露戦後の第1次租税整理と商業会議所連合会

しかしその後、貴族院は官民合同の税法調査会設置に難色を示して調査会の設置経費を盛り込んだ追加予算案を否決したため、政府は大蔵省内に税法審査委員会を設けて税制整理案の作成に着手した。商業会議所など各方面からの意見聴取を行いながら'06(明治39)年中に精力的に調査を進めた調査会は同年12月、非常特別税法で規定された税目のうち、負担の公平性に欠けるもの、徴税上の簡便さに欠けるものを中心に改善すべきであるとの基本方針をまとめ、その方針に沿った租税整理案を大蔵大臣へ提出した。

租税整理に関する政府の検討状況を注視しながら、全国の商工業者はもとより広く国民の意見を吸い上げて活発な建議を行ったのは商業会議所連合会だった。大蔵省の税法審査委員会の調査が進行していた最中の'06年10月、連合会は長大な建議書を税法審査委員会に提出した。長文なので、本論の主旨に関連する箇所のみに触れておくと、まず、非常特別税について、

「平和克復と共に當に廃止せらるべかりしものなりしに国家の財政事情の許さざるものあるの故を以て今日に在りても之が廃止期を名定せずして之を存続することとなり国民に於ても亦其情勢の止むを得ざるものあるを諒として、

暫く強て之が負担を忍びつつあるに外ならざるなり。」⁷⁾

との心情を述べたうえで、

「塩専売・通行税・織物消費税・所得税・営業税・印紙税・取引所税及関税に対し、一々意見のある所を披陳せんとす。」

として、塩専売・通行税・織物消費税の3税を廃止すること、およびそれ以外の税目については税率を軽減することを主張した。

一方、大蔵省の租税整理案を受けた政府は、この整理案をさらに検討するため学識経験者による税法整理案審査会を設置するという念の入れようだった。

以上のような経過を経て政府は'08(明治41)年、税制整理に係る24本の法律案と租税増収に関する6法律改正案を第24回帝国議会に提出した。そのうち24本の租税整理法律案は、それまで非常特別税法という単一の法律の中でまとめて扱われていた個別の税目を、それぞれ単独の法律案として独立させたものであり、他の6法律案は酒造税・酒精及酒精含有飲料税・麦酒税・砂糖消費税・石油消費税・関税について増徴するための法律改正案だった。

京阪の銀行業団体や全国365の商工業団体が政府案への反対を決議するなか、租税整理案に関し議会在審議している真っ最中の'08年1月、商業会議所連合会は再び政府への建議書を策定した。'06年の建議をはじめそれまでに商業会議所が公表した意見がすべて無視された状況を反映し、商工業者の感情を前面に出した内容で、檄文に近いものだった。すなわち、

「昨年に至り、政府が税法整理案の名の下に僅々所得税・営業税の二税に軽々見るべきの改正を加へたるの外は、漫然非常特別税の名

を撤して其實を存し、実際に於て殆ど毫も税制を釐革し財政を調節するの意なきを見るや、昨冬十一月を以て再び臨時連合会を開き飽まで其の不可なるを論じて政府の反省を求め、断然塩専売・通行税・織物消費税を廃し、営業税以下各税に適當なる改正を加へ、其結果として生ずる所の歳入の現象に対しては、宜しく主として不生産的事業を休止若くは繰延べ、以て其歳出額に一大調節を加へんことを要望するの議を公表せり。然るに今回政府が四十一年度予算として本期議会の協賛を求めんとする所を見るに、啻に毫も見べきの調節を其歳出の上に加へたるの實なきのみならず、更に其の不調節なる歳出額に対し強ひて歳入額の欠陥を補填せんが為に、敢て酒造税・麦酒税・酒精含有飲料税及砂糖消費税を増課し、又新に石油消費税を課徴せんとす。何ぞ其挙の不親切にして其計画の拙劣なる。吾人は事茲に至りて唾然言ふ所を知らざるなり。吾人は断言す、吾人は絶対的に此等の増税計画の不当不可なることを確認する者なることを。」⁸⁾

と述べ、政府の強引な政策に対する憤懣を顕わにした。

第24回帝国議会で提出された合計30本の租税整理法律案のうち、増税に関わる6法律案がまず審議され、反対論があったものの、衆貴両院で可決された。次いで、政府が租税整理のため単独法として成立させようとしていた24案のうち、沖縄県及東京府小笠原島伊豆七島に於ける酒造税に関する法律案・沖縄県酒類出港税則中改正法律案・酒母醪及麴取締法中改正法律案・練乳原料砂糖戻税法律案の4法案も、増税案と密接に関連するとの理由で可決・成立した。さらに、地方税税源に関する法律案もまた、税率が修正されたうえで可決・成立した。したがって、租税整理に関わり政府が提出した30の法律案のうち上記の11案は成立したが、他の19案は撤回されたり衆議院で否決もされたり

で、第24回議会では成立に至らなかった。

第24回帝国議会を経て'08年から施行された法律案にもとづいて実施された租税整理を、通常は第1次租税整理と呼んでいる。この後、'10(明治43)年の第26回帝国議会でも租税整理を目的とした法律案が成立したことから、それら法律案によって実施された第2次租税整理と区別するための呼称である。

4) 第2次租税整理

'08(明治41)年5月に実施された第10回総選挙で、西園寺公望率いる立憲政友会は大勝し、過半数に迫る議席を確保したにもかかわらず、公約とも言える公共事業拡充を柱とした政策は行き詰まり、政党政治を白眼視する山県閥とも折り合わず、西園寺内閣は同年7月に総辞職した。歴史的にはすでに桂園時代に入っており、この第1次西園寺内閣の次に成立したのは第2次桂内閣である。第2次租税整理は、1911(明治44)年まで続く第2次桂内閣の下で実施された。

西園寺内閣の下で不徹底に終わった租税整理を完成させるべく桂内閣は、1910(明治43)年1月、開会中の第26回帝国議会(1909年12月~1910年3月)に23本の租税整理関連法律案を提出した。商工業団体・商業会議所連合会との間で抜き差しならない軋轢に発展していた営業税といわゆる「三悪税」(塩専売・通行税・織物消費税)について政府は、通行税の税収こそ微々たるものだが、塩専売を廃止すれば1,000万円、織物消費税では2,000万円の減収となるため廃止に踏み切れることは不可能と判断し、それぞれの税法自体は存続させることとした⁹⁾。しかし、それぞれの税目について減税措置を法案に盛り込んだことから、全体としては、所得税改正法案と災害地地租特別処分法案の2案を除いた21法案が成立し、同年中に施行されることとなったのである。

こうして日露戦時に限定していたはずの非常特別税は、税率等を複雑に変更する措置を講じなが

らも、ほとんどが恒久税化されることとなった。

5) 軍拡にともなう明治期の大衆課税

中央財政租税収入のうち間接消費税を含め主な税目別の割合を明治期に限定して示した表3には、概ね日清戦争以後に増税の傾向が現れており、端的に言えば、租税全体の中心が地租から間接消費税に移行している様子が見て取れる。

a) 直接税

ア) 営業税

この時期わが国租税の中核を占めた地租は1905年までに3度にわたって増徴がはかられ、地方税だった営業税も国税に切り替えられたから、直接税自体も決して増徴の対象外でなかったことは確かである。表中の直接税について言えば、昭和初年に営業収益税が設けられるまでは全国の中小工商业者による盛んな廃税運動の標的となった国税営業税は、日清戦争の結果として財政規模が急膨張した1897(明治30)年から国税に移管され、以後はわが国の税収上で欠かせない税目となっていった。表3からは、営業税が日露戦争期から徐々にそのウェイトを増していった様子が見て取れよう。

イ) 所得税

1887(明治20)年という比較的早い時期に導入された所得税も、日清戦争に向けて軍拡を推進する必要に迫られた政府が、当時の日本が未だ所得格差を云々する状況に至っていないにもかかわらず、敢えて導入に踏み切ったものだった¹⁰⁾。所得税はその後、1899(明治32)年に課税対象をそれまでの個人所得から法人所得・公社債利子へ拡大し、日露開戦にともない'04年・'05年の両年にわたって税率の引上げによる増徴がはかられた。この措置により、表3に明瞭に表れているように、税収に占める所得税の割合は急速に高まってゆくのである。

ウ) 通行税

通行税もまた、日露開戦による戦費調達のため

性から導入された直接税であり、税収全体からすれば小さな位置を占めるに過ぎないとはいえ、その後、塩・織物と並ぶ「三悪税」として常に税制改革の焦点として扱われるようになる¹¹⁾。

b) 間接税

このように直接税が増徴される一方、新設・増徴を繰り返した間接消費税が、伝統的な課税項目の酒はもとより醤油・砂糖・石油・織物といった大衆消費財を課税対象とし、さらには日露戦時に導入された専売制度の対象に選ばれたのが煙草・塩という、これまた典型的な大衆消費資料だったのであり¹²⁾、この時期の租税収入は急速に大衆課税的性格を強めていくこととなる。1899(明治32)年から、間接消費税の支柱をなす酒税が税収額で地租を上回るようになるのは、まさにその象徴である。

ア) 醤油税

醤油は清酒・濁酒とともに「三造」として近世以来の伝統的な賦課対象であり、明治期になっても醤油醸造株鑑札冥加等の形態で続いた醤油への賦課は、1875(明治8)年に一旦廃止されていたが、やはり日清戦争に向けた軍拡政策の一環として、1885(明治18)年に制定された醤油税則にもとづいて賦課が復活した。1900年には自家用醤油税も加わった後、日露開戦にともなう税制改正を通じて販売用・自家用ともに醤油税の増徴がはかられることとなった¹²⁾。

イ) 砂糖消費税

わが国で消費される砂糖は近世以来、輸入に依存しており明治期に入ってもなお製糖業は未発達だった。江戸期の1866(慶応2)年に幕府と英・米・仏・蘭4ヶ国の間で調印された改税約書により輸入砂糖への関税賦課が始まった¹³⁾。1889(明治22)年からは関税定率法を通じ粗糖・精糖ともに従価の協定税率が課せられることとなり、輸入砂糖には一貫して関税が賦課されていたが、国内産の砂糖は課税の対象外に置かれていた。

政府が間接税による増徴政策を進めるなか、砂

表3 中央財政の租税収入

(地租と主な間接消費税と印紙収入の税目別割合、単位：千円、%)

	総額	地租	関税	所得税	営業税	酒税	醤油税	砂糖 消費税	織物 消費税	通行税	石油 消費税	印紙 収入
1876(明治 9)	51,730	83.2%	3.9%			3.7%						
1877(10)	47,923	82.3	4.9			6.4						
1878(11)	51,485	78.6	4.6			9.9						
1879(12)	55,579	75.8	4.9			11.1						
1880(13)	55,262	76.7	4.7			10.0						
1881(14)	61,675	70.2	4.2			17.3						
1882(15)	67,738	64.0	3.9			24.1						
1883(16)	67,659	64.4	4.0			20.0						
1884(17)	67,203	67.7	4.1			20.9						
1885(18)	52,581	81.9	4.0			2.0	1.2%					
1886(19)	64,371	67.2	4.6			18.2	1.8					
1887(20)	66,255	63.6	6.2	0.8%		19.7	1.9					
1888(21)	64,727	53.6	7.1	1.6		26.4	2.1					
1889(22)	71,294	59.2	6.6	1.5		23.1	1.8					
1900(23)	66,114	60.6	6.6	1.7		21.0	1.8					
1891(24)	64,423	58.2	7.0	1.7		22.8	1.9					
1892(25)	37,167	56.5	7.4	1.7		23.5	3.4					
1893(26)	70,004	55.4	7.3	1.8		23.8	1.9					
1894(27)	71,286	55.2	8.1	1.9		22.7	1.9					
1895(28)	74,697	51.8	9.1	2.0		23.8	2.0					
1896(29)	81,764	46.0	8.2	2.2	0%	23.8	1.9					6.6%
1897(30)	100,883	37.6	8.0	2.1	4.4	30.8	1.5					5.9
1898(31)	103,792	37.0	8.8	2.3	5.3	31.8	1.5					5.9
1899(32)	137,977	32.5	11.5	3.5	4.0	35.5						8.7
1900(33)	153,459	30.5	11.1	4.1	3.9	32.8						8.0
1901(34)	162,716	28.7	8.4	4.2	4.0	35.7	2.1	0.4%				7.5
1902(35)	177,300	26.2	8.7	4.2	3.8	36.0	2.0	2.3				7.8
1903(36)	175,231	26.7	9.9	4.7	4.0	30.1	2.0	4.0				8.1
1904(37)	239,051	25.5	9.7	6.0	5.3	24.4	2.1	3.5	1.8%	0.1%	0.8%	7.2
1905(38)	315,144	25.5	11.7	7.4	6.0	18.8	1.7	3.6	1.7	0.7	0.0	9.6
1906(39)	350,303	24.2	11.9	7.5	5.6	20.3	1.6	4.6	1.4	0.7	0.0	9.8
1907(40)	376,747	22.6	13.3	7.2	5.4	20.8	1.5	4.3	5.1	0.7	0.0	6.6
1908(41)	406,908	21.0	9.8	7.9	5.8	20.5	1.2	4.8	4.8	0.7	0.4	5.6
1909(42)	412,602	20.8	8.8	7.9	6.1	22.2	1.1	3.2	4.5	0.7	0.5	7.4
1910(43)	406,597	18.8	9.8	7.8	6.3	21.3	1.2	4.4	4.5	0.8	0.5	6.7
1911(44)	421,481	17.8	11.5	8.3	5.8	20.4	1.1	4.1	4.5	0.9	0.5	6.9

出典：『明治大正財政詳覧』（1926年、東洋経済新報社）

糖も例外ではなく、1901（明治34）年に砂糖消費税法が成立してからは、輸入・国産を問わず国内で消費される砂糖すべてが課税対象となった。以来、常に税収の数額を占める安定的な租税財源としての役割を果たすようになり、砂糖消費税法自体は数度の改正を経た後、消費税が実施された1989（平成元）年に廃止されるまで90年近く続いた。

ウ) 石油消費税

石油に関する課税は当然ながら明治期以降に始まるのであり、専ら国産石油の保護を目的として1899（明治32）年に輸入石油への輸入税を賦課したのが最初である¹⁴⁾。輸入税の賦課開始から間もなく政府は、1904（明治37）年の非常特別税の一環として石油輸入税の増徴をはかろうとしていたが、輸入税の公布から施行までは半年のズレがあったため、駆け込み輸入を防ぐ必要に迫られた政府は、過渡的な方策として石油消費税を新設することで石油課税を実施したのである。その後、日露戦後の1908（明治41）年には新たに単独の石油消費税法が成立し石油消費税は恒久税化されたにもかかわらず、わずか15年後の1923（大正12）年に廃止された。

その理由は、

- ①もともと石油消費税の対象が灯油だったことから、非課税の電気・瓦斯が普及し始めた結果、石油のみへの消費税賦課は照明用エネルギーとしては課税の公平性を欠くこと
- ②照明用に電気・瓦斯が普及した結果、石油ランプを使用するのが低所得者や過疎地の居住者となったこと
- ③照明用の灯油需要が減少したため、租税収入上、政府が当初期待したほどの意味を持たなくなったこと

だった。

工) 酒税

最大の間接消費税である酒税は1875（明治8）年～1877（明治10）年にかけて整備され、酒造営業税・酒類請売営業税・醸造税の賦課が確立した¹⁵⁾。

その後19世紀中に、沖縄県酒類出港税が新設されたことに加え、既存税目についても賦課方式や税率を改正することを通じて着々と増徴がはかられていった。その上で、1901（明治34）年からは酒精類・麦酒への課税が始まり、日露開戦時の'04年から継続的に酒造税・麦酒税・酒精及酒精含有飲料税・沖縄県酒類出港税の賦課が強化されていった。酒税の増徴は'04年から'05年・'06年と続き、大正・昭和期にも度々実施された。

酒税収入は1899（明治32）年に地租収入を抜いて税収額では第1位となりその後、第一次大戦時の数年間を除き、日中戦争直前の1935（昭和10）年に所得税と入れ替わるまでは第1位の税目であり、典型的な間接消費税だった。

2. 織物消費税の新設

本論が対象とする織物消費税も、まさに日露開戦の1904（明治37）年からこれら大衆課税の一環として、設けられた¹⁶⁾。

1) 非常特別税法による毛織物消費税

政府が織物への課税を計画したのは1898（明治31）年のことであり、当時は印紙貼用による製造課税の方式にもとづいた絹布消費税を検討していた。この時、絹布消費税は実現しなかったが、その理由は主に、脱税・詐欺の弊害を防止する有効な方策がないこと、徴税費用が巨額に上ることだった。しかし、その後ロシアに宣戦布告してからは、多少の問題があったとしても強引に増税、特に大衆課税を推し進める他なく、1904（明治37）年に政府は日露開戦の直後に召集された第20回帝国議会へ、毛織物・絹織物へ課税する消費税案を盛り込んだ非常特別税法案を提出した。

いま政府案の概要を示せば、毛織物には価格の15%を賦課し、製造場・税関・保税倉庫から毛織物を引き取る際に税を徴収することとしていた。もちろん、輸出を促進する立場から、輸出毛織物へ

の課税は免除されていた。この頃、国内で消費されていた毛織物はほとんどが輸入品だったから輸入税を賦課していたが、協定税率による縛りがあったため輸入税の増徴は望むべくもなかった。そこで毛織物への消費税賦課が浮上した経緯がある。また、織物消費税については、数年前の計画が挫折したことを踏まえ、販売主義による課税方式を採用していた。すなわち、小売商に月毎に前月の販売額を申告させ、毎月販売者から消費税を徴収する、という内容になっていた。この政府案には、絹織物を扱う業者からの猛烈な反対運動があり、その論拠は、営業税との二重課税になること、公平な徴収方法を確立するのは到底不可能なこと、であった。特に、徴収方法の公平性をめぐっては後々まで問題視されることとなり、徴収現場での複雑な実態は最後まで解消されなかった。

このような経緯から、衆議院・貴族院ともに絹織物消費税案を削除することとなり、'04年時点では毛織物消費税案のみが成立し、早速翌4月から毛織物への課税が実施に移されたのである。

政府は当初、'04年度の毛織物消費税による税収を約214万円程度と見込んでいたが、実際には約443万円と、予定額の2倍に及んだ。その最大の理由は、軍需品としての羅紗の需要が急速に高まったことにあったが、それはそれで毛織物消費税への批判を招く原因ともなった。『織物消費税二関スル報告書』は毛織物消費税の影響を、次のように報じている¹⁷⁾。

すなわち、毛糸が混じっている織物は毛織物と見なされ、例えば足利地方では、税務官吏による検査の煩雑さを避けるために毛織物を生産しなくなった。その結果、軍人用・巡査用の羅紗以外の毛織物はほとんど製造されず、寒地へ赴く出征軍人用の毛織物需要が増しているにもかかわらず、毛織物生産はその需要に十分にこたえられずにいる。結局は、出征軍人用を優先せざるを得ず、巡査の制服は綿織物の小倉織に変更されている。しかも、毛織物を買っているのは政府であるから、毛

織物消費税は政府が支出しているのだ、と。

2) 非常特別税法による織物消費税の新設

毛織物消費税の実態が以上のようなものだったから、政府としては課税範囲をどうしても毛織物以外の織物へ拡大する必要があった。しかも、織物こそは最も裾野の広い消費財のひとつであり、大衆課税としては欠かすことのできない対象だったのである。したがって政府は、第1次非常特別税法が成立した後、間髪をいれずに第2次非常特別法による織物課税に乗り出した。

'04年中に召集された第21回帝国議会（'04年11月～'05年2月）に政府から提出された非常特別法改正案では、課税対象がすべての織物へと広げられ、税率も徴収方法も毛織物の場合と全く同じ方式が採用されていた。議会の審議では、大衆衣料である綿織物の扱いが焦点にはなったが、最終的に、

- ①毛織物以外の織物の税率を価格の10%とする
- ②毛織物以外の織物消費税については、印紙納付を原則とする
- ③毛織物以外の織物消費税については、徴収猶予の制度を設けない
- ④税法施行時に販売業者が所持する毛織物以外の織物について、価格の10%を賦課する

の4点を修正してすべての織物を対象とした織物消費税案が成立した。

このうち、②の印紙貼付による納付と④の販売業者が所持する織物への課税、が織物取扱業者からの批判にさらされることとなった。

②の印紙貼付について織物取扱業者が指摘した問題点は多岐にわたっており、

- ・ 印紙を貼付すれば、原価が一目瞭然となるため利益を出し難くなる
- ・ 織物に特有の作業工程で印紙が剥がれ落ちる可能性がある
- ・ 尺売、仕立売の場合は印紙貼付の形跡すらな

くなる

- ・織物によっては、印紙を貼付すれば疵物扱いとなる
- ・印紙貼付に時間がかかり、商機を逃す可能性がある

等の問題点が指摘された。この点については、戦前の織物消費税の実務に携わった元大蔵省主税局職員が次のように述懐している。すなわち、

「織物は製造所からして納税しなければ、引き取ることができない。零細な業者は、それを売って原料を仕入れたい。そして製造しなければならないが、納税が毎日できると決まっていればよいが、役所によっては一週間に一回とか、月に三回ということになると、その間持ちこたえることができない。そういう点からしても脱税ということが出てくる。」¹⁸⁾

という実態があったというのである。このため大蔵大臣は予め税務監督局長会議を開き、「非常特別税法施行心得」を訓示し、その第3条で「織物ニ印紙ヲ貼用セシムルハ官民ノ共ニ不便トスル所ナルヲ以テ総テ現金納付ノ方法ニ出テシムルヲ方針トシ其ノ主旨ヲ以テ當業者ニ勸告シ官民ノ不便ナカラシムルヲ要ス」と訓示し規定の不備を認めたとうえで、現金納付を基本方針とするよう伝達していたのである。これは、印紙貼付を規定した非常特別税法第7条の「但シ移出前織物ノ価格ニ依リ之ニ相当スル税金ヲ納付シ織物ニ税金納付済ノ證印ヲ受ケタルトキハ印紙ヲ貼用スルコトヲ要セス」という但し書きを拡大解釈して講じた措置であった。

また、④の既製品問題については、

- ・すでに所持する織物の販路が途絶する可能性がある
- ・すでに売買約定が成立し延払いの織物は解約される可能性がある
- ・倒産者が続出する可能性がある

等の指摘が相次いだ。既製品問題は議会審議でも

取り上げられており、非常特別税法改正案の衆議院特別委員会では、多田作兵衛議員が、

「全国ノ此法律ヲ施行スル前ノ売残りデゴザリマス、今現在仕入レテ居ル品物デゴザリマス、マア是等ノ高ト云フモノハ、ドウシテモ調べテ置カネバ、新シク税ヲ掛ケルトコロノ織物ノ生産地ニ、ドレダケノ望外ガアルヤ否ヤ、ドレダケノコトガアル否ヤト云フことは、ドウシテモ既製品ノ店内ニ積ンデゴザリマスルトコロノモノニ、税ノ掛ラズシテ安く売ルトコロノ品物ノ高ガ分ラズシテ、後トニ税ヲ掛ケルト云フコトハ、考ヘベキモノデゴザリマセヌカ」¹⁹⁾

との質問をし、國井庫議員も

「原案ヲ見ルト、織物税ハ既製品ニ課税セヌヤウニ見ヘマスガ、サウナルトイロ、ノ弊害が生ズルカト思フ、第一同時ニ同ジ種類同ジ性質ノ品物ガ値ヲ異ニスル、其結果ハ既製品ノアル間ハ、新タニ製造スル品物ノ需要ヲ起サヌ結果ヲ生ズル、サウスルト唯サヘ生産業ニ従事シテ居ルモノガ、大打撃ヲ受ケナケレバナラヌト云フ矢先ニ、更ニ是ガタメ其職業ヲ失フト云フ大不幸ヲ生ズルコトナリハシナイカ、(中略)既製品ガ無税デ之ヲ安く買ヘルト云フコトデアルト、新シイ製造ハ著シク減ツテ、(中略)増税ヲ負担スル側カラ見ルト、既製品ヲ買ツテ居ルモノハ、同ジ戦時ニ同ジ品ヲ使用シテ居リナガラ、戦時税ヲ免ル、ト云フ不公平ヲ生ズルヤウナル」²⁰⁾

として、既製品へも課税すべきことを鋭く主張した。こうした審議を通じて、税法施行時に織物販売者が所持する毛織物以外の織物に対しても従価10%を賦課するとの規定が加えられたのである。

織物消費税の問題点は納付手続上の煩雑さに止まらず、課税範囲が曖昧であること、さらには実

態として不公平な課税とならざるを得ない点にもあった。すなわち、

「公平なる徴税法の行はるゝ製産地は少く、不公平なる徴税法の行はるゝ製産地は多く、公平なる徴税法の行はるゝと看做されたる所にて、不公平なる負担を為さざるを得ず。加之一は公平にして一は不公平なる故に、兩者の均衡は全く失はれつゝあるなり。かゝる税法を目して、悪税といふも、敢て不当の言には非ざるべし。」²¹⁾

との痛烈な批判も寄せられていたのである。

当時の課税現場では、

「場所によりまして品物が違う。日本の中小企業はてんでんばらばらに作っているのだから、極端に言いますと、一軒一軒品物が違うので値段も違う。外見は同様であっても、同様な値段をつけられない。専門家においてこれはいくら、あれはいくらと値段をつける。機屋が品物を持って来ると、これはいくらとどのように経験者が評価する。もちろんそれは税なし価格であるが、そういう取り扱いをしたことがある。これは人間のやることでありますから、最初とあとではだいぶ値段が違うこともあります」²²⁾

というように、課税の公平性は全く確保されていなかった。

織物消費税の課税品目をめぐり各地の徴税官署に大きな裁量があり、結果的にある地方では課税対象になっている織物が別の地方では非課税品として扱われているという混乱した状況を問題視した大蔵省は、1908（明治41）年7月、織物の課税範囲等について新たな要綱を作成し各税務監督局に通達した。その通達によれば、織物の課税範囲については「従来に比し一層詳密なる分類を設け、一々個々の品目に就き織物として取扱ふものと然らざるものとを区別」したとされていた（この具体的内容は蚕網課税と関連するので後述）。

3) 織物消費税法による織物課税

第1次租税整理案が1908（明治41）年の第24回帝国議会で否決された後も、一方では歳入増をはからねばならず、他方で国民の間に充満する重税感へも対処せざるを得ない政府は、可能な限り税負担の公平を確保しつつ全体として増税とはならないように腐心した23の法律案を、1910（明治43）年1月に、開会中の第26回帝国議会へ提出した。第1次租税整理案と同様、非常特別税法に一括されていた各税目は、それぞれ単独の法律案として提出されており、そのうちのひとつが織物消費税法案だった。もっとも、その2年前の第24回議会以来、通行税・塩専売・織物消費税のいわゆる「三悪税」の廃止法案が議員立法案として提出され続けていたから、政府部内ではこれらの廃止も議論されていたが、結局、塩専売と織物消費税を合わせた約3,000万円の歳入を放棄する選択肢はなく、通行税・織物消費税ともに単独の法律案を審議に乗せることとなったのである（塩専売については従来の法律には触れず、税取としては微々たる位置の通行税も敢えて廃止せず）。

この織物消費税法案では第1次租税整理案と同じく、毛織物従価税15%・毛織物以外従価10%だった非常特別税の規定を、すべての織物従価10%の規定に変更するだけでなく、消費税納付についても原則引取課税、印紙納付を例外とする内容になっていた。

織物消費税法は、基本的には非常特別税法中の織物消費税に関する規定を整理し単独法としたものであることは、同年3月30日付けで大蔵大臣から各税務監督局・税務署に対して通達された訓示「織物消費税法施行上取扱方心得」の第1条に「織物消費税法ハ非常特別税法中織物消費税ニ関スル規定ヲ整理シタルモノニ過キササルヲ以テ其ノ施行ニ付テハ従来ノ取扱方ヲ変更セサルコトヲ要ス」²³⁾とある通りである。

その後、織物消費税は1919（大正8）年に、織物組合を徴税の単位として徴税事務を分担させることができると同時に、交付金を支出できるとの規定

が加えられ(3年後に交付金増額となる規定に変更)、1926(大正15)年には、綿織物を課税対象から除外する大改正が行われた²⁴⁾。さらに1931(昭和6)年には、前年のロンドン海軍軍縮条約調印によって生まれた財源を充てることで減税が可能となり、重要産業統制法が制定されるなど産業統制が進むなかで非課税の範囲を麻織物や麻綿交織織物へと広げる改正が行われている。非課税範囲の拡充は、日中が全面戦争に入る直前の1937(昭和12)年5月にも実施され、最終的に織物消費税は1950(昭和25)年1月1日から廃止された。

Ⅲ. 蚕網への課税と地域の対応

1. 蚕網課税と松本の蚕網業者

1905(明治38)年、非常特別税法の改正にともない、毛織物に加えすべての織物が織物消費税の課税対象となった。単独の税法にもとづいていなかったとはいえ、織物消費税はこのときに創設されたことになる。以下、松本商工会議所資料にもとづいて、松本での蚕網課税に関わる経過を辿ることとする。

織物消費税の蚕網課税をめぐる松本での動きは、発足後間もない松本商業会議所へ蚕網業者から提出された次の文書に始まる^{注9)}。

〔御願〕

吾等営業商品ハ従来養蚕器具トシテ織物課税ハ無之候処 今回某稅務署ノ意見トシテ課税スベキモノトシテ通牒セラレ候ヘドモ吾等同業者ノ意見トシテ該商品ハ課税セラルベキ性質ノモノニ無之ト信シ候 果シテ課税セラル、場合ニ相成候ハ、蚕業界ニ及ボス損害ハ甚大ニシテ当地重要物産タル蚕網製造業ノ興廢ニ関スル大問題ト存シ候間 何分ノ御詮議ヲ以テ可然御尽力被下度 此段及懇願候也

松本蚕網製造業惣代

細萱 茂一郎
折井 泰蔵
石曾根 廣 作

明治四十一年十一月二十八日

松本商業会議所
御中

まずここでは、松本商業会議所へこのように働きかけた蚕網製造業者について、この時期の商工人名録等を手がかりに確認しておこう。

松本に限らず商業会議所は、定期的に区域内の商工人名録を刊行するのが一般的だった。それ自体が議員選挙の選挙権者名簿の役割を果たすからである。したがって通常は、商工人名録には商業会議所のメンバー以外は掲載されない。

1909(明治42)年時点で「蚕具商」として記載されているのは、中島秀雄(博労町)、中村徳三郎(伊勢町)、丸山芳蔵(六九町)の3名、これとは別に「蚕網製造」として細萱茂一郎(本町一丁目)、百瀬貞吉(六九町)の2名を確認することができる²⁵⁾。蚕網の製造・販売に専門化していると思われる細萱茂一郎の営業税額が144円、百瀬貞吉のそれは34円だから、前者はかなり手広く営業していた業者である。

その2年後、'11(明治44)年には「蚕網」と特定して、石井栄次郎(大坂屋、伊勢町)、石曾根廣作(石曾根蚕網製造所、大名町)、横山瀧次郎(横山商店、博労町)、折井蚕網製造所(白板)、細萱茂一郎(遠州屋、本町一丁目)、百瀬市作(米屋、六九町)の6名が記載されている。さらに10年後、1921(大正10)年の名簿では、細萱茂一郎(遠茂、本町一丁目)、横山瀧次郎(中條)、石曾根廣作(辰巳町)、太田織太郎(蟻ヶ崎)、小岩井宗作(国府町)、毛利近吉(飯田町)、折井泰蔵(白板)、百瀬市作(六九町)、大池覚市(田町)、折井正一(新伊勢町)、赤羽吉十郎(四ッ谷)、石井栄次郎(伊勢町)、布山與市(伊勢町)の13名が「蚕具商」として記載されている。

この時期、松本商業会議所で10人前後の選挙権

者を擁する業種は、全業種のなかでは10位以内に入り、薬種商・材木商・履物商・肥料商などと並ぶ勢力だった²⁶⁾。商工人名録等で確認できるこうした業者に加え、商業会議所への加入資格を持たない小規模な営業者、すなわち職人と呼ぶのが適切な営業者も蚕網の製造・販売に携わっていたに違いない。1912(大正元)年に松本で生産された蚕網の生産額約16万円という数字は当時、松本市製造業生産額の1割以上を占めていたことになり²⁷⁾、蚕網に関わっていた業者の数は少なくなかったはずである。しかも、生糸あるいはその関連製品が圧倒的に高い比重を持つ戦前期松本の製造業を念頭に置けば、松本平で一般的に使われる養蚕具である蚕網が織物消費税の課税対象となることは、松本の商工業全体に大きな影響を及ぼす重大事だったのである。その点は、松本蚕網業同業組合による「意見書」で、

「蚕網ハ長野県下ニ於ケル重要物産ニシテ近来経済界ノ趨勢ニ伴ヒ蚕業ニ従事スルモノ其労銀ノ益々騰貴ヲ憂フルニ当リ経済的蚕具トシテ漸次ニ斯業者ノ需要ヲ喚起セル蚕網ニ課税セラルハガ如キ事アラバ其価格ノ高値ヨリシテ蚕業家ニ及ボス苦痛モ甚大ナルモノアルベシ」

と述べられた通りであろう。確かに、松本商業会議所にとっての重要テーマであった。

2. 税務当局と松本商業会議所の見解

「御願」と題して松本蚕網製造業総代の3名から提出された文書からは、当初蚕網は非課税だったこと、1908(明治41)年になって織物消費税の課税対象となったことが判明する。この点については、松本蚕網製造業組合から松本商業会議所へ提出された「説明書」にその経緯が次のように記されている。

「明治三十八年一月絹綿布課税法実施ノ当時松本蚕網製造業組合ヨリ大蔵大臣ヘノ伺ヒニ対シ蚕網ハ課税スベキ種類ノモノニ非ラズトシテ指令セラレタリ」

と。すべての織物を対象とした織物消費税が新設された際、同業組合から大蔵省への照会を経て、蚕網は課税範囲外であるとの結論が出た経緯があったのである。

それから4年後の1908(明治41)年7月大蔵省は各税務監督局長に対し、織物の課税範囲について詳細に分類し、何が織物に該当し、何が該当しないかを明確に区別した通達を発した。明らかに、この通達内容にもとづいて「某税務署」が、蚕網は織物に当たると認定して課税対象にしたのである。松本商工会議所には、長野税務監督局が作成した、織物か否かの「参考」例を記した文書が残されている。以下がその主要箇所である。

「参考

織物トシテ取扱ハサルモノ

イ 左記ノ物品ニシテ直ニ使用シ得ヘキ程度ニ仕上ケタルモノ 但シシート、兵児帯、縁穫シタル毛布ノ類ニシテ(2)項中ニ揚ケタルモノハ此限ニアラズ

衣類、蚊帳、蒲團、総帷(単ニ縁穫シタルモノハ除ク)、檀衣(同上)、肩掛(縁穫シタル毛布類似ノモノハ除ク)、袋物(袋織物ヲ単ニ切断シタルノミニシテ直ニ使用シ得ベキモノ)、襟巻、鼻緒、漁網、養蚕網、苗育布、皿敷、合羽、前垂、手巾、手拭、風呂敷、袱紗、段通毛布類、座蒲團、髪掛、ナブキン、タオル、バスタオル、半襟、海軍水兵用帽子、鉢巻、雑巾

ロ ホース、バット、スポンジークロス、洋服ノ袖章地、剣釣地、弾丸釣地、鞍張地、馬腹帯地、金モール織、壁下布、真田紐、ラン

- ブ芯地、縁物ノ類、靴護膜布、護膜入、手紐、ガーゼ用ノ織物、子ームクロス、調帯地、緩地
- ハ 油布、革布、リノリウム、アーチストカムバス、トレーニングクロス、製本用綿布
- ニ 石絨布、経木織物、莫大小ノ類
- 前各項ニ該当セサル織物ニシテ課税外ニ置クヲ穩当トスルモノニ付テハ本省ノ認可ヲ受ケテ追加スルモノトス

織物トシテ取扱フモノ

- イ 連製手拭（経糸ノミヲ以テ接続スルモノ）、連製手巾（同上）、連製タオル（同上）、座蒲團地（同上）、袋物地（同上）ノ類
- ロ 兵児帯、シーツ、縁穫シタル毛布、ブランケット（単製連製ヲ分タス且縁穫ノ有無ヲ問ハス）、織物ノ「フェルト」氈（同上）、旅氈（同上）、地氈（同上）、麻氈（同上）、博多一寸帯、肩掛（縁穫シタル毛布類似ノモノ）、腰帯
- ハ 雨衣地、父多児塗布（ダードカムバス）
- ニ 葛布、芭蕉布、鳳梨布、トンピヤン布、楮布、竹布、紙布、藤布
- ホ 帽子ノ鉢巻地、苗育布地、リボン地、額地、前垂地、座蒲團地、半襟地、鼻緒地、網地、旗織地、袋地、蚊帳地、頭巾地、簾織ノ窓掛地、足袋底地、合羽地、篩絹地、子クタイ地、腰巻地、熨斗目織、由多加織、段通等、（以下略）」

以上のように長野税務監督局は、「織物トシテ取扱ハサルモノ」と「織物トシテ取扱フモノ」に分類し、織物に該当する物としてイ～ホまで合計48品種を特定した。実は、この内容は1908（明治41）年7月に大蔵省が全税務監督局に示した課税・非課税の実施要項の内容であり、同年8月1日から実施せよとも指令されていた。例えば、1908（明治41）年7月に東京税務監督局が管轄する各税務署に示した「織

物ニ関スル取扱方心得」の中でも「織物トシテ取扱モノ」として、上記と全く同様の48品種が指定されている^{注10}。いずれも1908（明治41）年7月に大蔵省から全税務監督局に出された通達であることが判明する。上記の「参考」と題する史料は、この通達を受けた長野税務監督局が松本税務署に示した内容に他ならず、この例示に従って松本税務署が、8月1日から蚕網への課税を実施したのである。

織物の課税・非課税区分に関する大蔵省からの通達には、「織物トシテ取扱フモノ」とともに「織物トシテ取扱ハサルモノ」の例示もあり、上記「参考」書には織物に該当しないため非課税となる品目の「イ」の中に「養蚕網」が明記されていた。だが、それにもかかわらず、織物に該当する品目の「ホ」に「網地」が掲載されていることがひとつの根拠となり、松本税務署は蚕網へ課税する姿勢を示したのであり、その際に課税の可否を判断する基準は、実はかなりの程度、税務署の裁量に委ねられる余地があった。蚕網製造業組合から松本商業会議所に提出された「意見書」には、

「課税説ノ意見トスル所ハ切断縁付セルモノハ加工品トシテ既ニ完成セル器具ナルヲ以テ課税スベキモノニアラザレドモ未ダ縁付セザルモノハ蚕網地ト見故シ課税スベキモノナリ」

との一節がある。つまり、養蚕の作業に沿って適当なサイズに切断し縁取りしてある蚕網は加工品として非課税、縁取りのない蚕網は網地とみなし課税対象になる、というのである。やはり松本蚕網製造業組合が作成した「説明書」によれば、蚕網の取引に際しては切断する場合も、長尺のまま発送する場合もあるし、縁取りについても顧客の注文次第だとされている。1872（明治5）年出版の『養蚕新論』に掲載された蚕網の挿絵が示す通りだった。

さらに「意見書」では、松本で生産される蚕網の最大の特徴は、原料である綿糸が柿渋と膠を用いてコーティングしてあることだとも説明されている。

そのような観点に立てば、「養蚕網」か「網地」かについて縁獲りの有無によって課税の可否を決定するのはまさに税務署の恣意的な判断に過ぎず、各方面から指摘されていたように、それこそが織物消費税につきまとう曖昧さだった。

3. 蚕網は織物か

1908(明治41)年11月に蚕網製造業者からの働きかけを受けた松本商業会議所は、翌月12月に早速、以下のような「蚕網課税免除ニ関スル意見書」を作成して管轄行政庁である長野県に提出した。

「(前略) 曩ニ織物税法ノ実施セラレテ茲ニ四年其間全ク課税ノ範囲外タリシ蚕網ノ一部ハ本月ニ至リ俄然所轄税務署ニ依テ課税セラル、ノ不幸ヲ見ルニ至レリ 乃チ当商業会議所ハ当地方ノ特産物ニシテ国家ノ富源タル養蚕具ノ必需品ニ対シ一打撃ヲ被ルヲ慮リ聊カ左ニ卑見ヲ披瀝シ課税ノ免除ヲ請ハントス
(「中略」) 課税スヘキ織物トハ「一度加工セサレハ使用シ得ヘカラサルモノ」課税スヘカラサル織物トハ「直ニ使用シ得ヘキ程度ニ仕上ケタルモノ」トニ大別スルヲ得ヘシ 而シテ前者ノ例示(ホ)ノ項中ニ網地アリ後者ノ例示(イ)ノ項中ニ養蚕網アリ 然ラハ如何ナルモノカ蚕網ニシテ如何ナルモノカ網地ナルカ課税ノ適否ハ即チ此説明ニ依テ自ラ解決セラルヘキナリ」

と述べ、税務当局の例示では「一度加工セサレハ使用シ得ヘカラサルモノ」が課税対象の織物であり、「直ニ使用シ得ヘキ程度ニ仕上ケタルモノ」は非課税となっていることから、「養蚕網」と「網地」の相違は明らかだと主張した。その根拠は次のように説明されている。

「蚕網ノ網地トハ経緯共ニ素色綿糸ヲ以テ粗大ナル網目ニ製織シタル生地ヲ云フモノニシテ

蚕網トハ其生地ニ棄葉ノ湿気ヲ防クベキ澱粉ト柿渋ヲ混和シタル渋染を施シ地質ヲ強固ナラシメ絹目ノ偏倚セサルニ至リ直ニ除沙ノ具ニ供シ得ヘキモノヲ云フ、而シテ之レヲ使用スルニ当リテハ蚕座ノ大小広狭ニヨリ養蚕家若クハ当業者カ適宜ニ切断シ或ハ其両端ニ竹又ハ紙ヲ以テ縁附スルモノアリ 或全ク縁附セサルモノアリ 以テ除砂(蚕座移転)ノ用ニ供ス 依之觀之課税スヘキ範囲ノ網地トハ単ニ織上ケタル生地ニテ何等使用シ得ヘカラサルモノニシテ 既ニ渋染ノ加工ヲ為シタル以上ハ直ニ使用シ得ヘキ純然タル蚕網トナリタルモノナリ
(後略)」

すなわち、網地とは糸を編んで網目に織った生地を指し、蚕網は養蚕家の使用に供するため渋染等の加工をしてある網を意味すると。したがって、

「蚕網ハ最初織上タル素地ニ於テ課税ヲ適当トシ既ニ渋染ノ加工ヲナシタル蚕網其物ハ免税ヲ至当トスルコト何人モ首肯スル所ナルベシ」

と、その主張は極めて明快だった。そもそも蚕網製造業組合は、「課税セラルハ蚕網ノ非課税品トシテ主務省ノ指定セラレ居ル本旨ニ反スル」¹¹⁾のであり、一税務署の越権行為であることを指弾していたのである。

発足から間もない松本商業会議所が重要テーマと捉え、周到な資料にもとづいた活動を展開した結果、蚕網製造業組合が松本商業会議所に働きかけを行ってから僅か2ヵ月余りで、松本の蚕網課税問題は決着した。1909(明治42)年2月4日付の次の上申書が、松本網をめぐる織物消費税問題の結末を伝えている。

「明治四拾貳年一月六日付事務報告中 蚕網課税ニ対シ大蔵大臣へ上申シタル意見書ハ別紙ノ通りニ有之候処 其結果大蔵省ハ一ノ除外

例ヲ設ケ一分目以上ノ蚕網地ニ対シテハ課税
セサルコトニ決定相成候間 此段上申仕候也

明治四十二年二月四日 松本商業会議所
農商務大臣 男爵 大浦兼武 殿」

課税か非課税かの基準は、切断の有無でも縁獲りの有無でもなく、網目の大きさに決着した。網目が最も細かい蚕網のみを網地=織物と見なして課税し、それ以外の蚕網はすべて非課税扱いとなった。

おわりに

蚕網は、近世以来の伝統を持つ、松本市およびその周辺に特徴的な地域産業、換言すれば紛れもない地場産業だった。“松本網”とも称された松本平産の蚕網は、最盛期には日本全国はおろか中国・朝鮮半島にまで販路を広げていた。蚕網への課税は、わが国製糸業が急速に拡大していた20世紀初頭（明治後期）に持ち上がった問題であり、その原因は、言うまでもなく軍拡財政に端を発した大衆課税にあった。

当初は毛織物消費税として出発した織物消費税は日露戦時中の1905（明治37）年から課税が始まったが、営業税・通行税・塩専売と並んで常に全国の商工業者の槍玉にあがる税目だった。生活必需品である織物の市場は裾野が広く多種多様な生産方式があり、したがってその取引方法も極めて多様で複雑だったから、公平・公正な課税を実施する方策は到底見出せないまま時間が経過した。織物消費税が「悪税」と見なされた所以である。商業会議所連合会（後は日本商工会議所）をはじめ、関連するほとんどすべての商工業団体が常に廃税運動を繰り返したにもかかわらず、課税対象を変えながらも最終的には、戦後の1949（昭和24）年いっぱいまで存続した。

俄に起こった蚕網課税問題に対処するため松本商業会議所および蚕網製造業組合が作成した資

料の検討を通じて、蚕網製造業が松本独特の重要な地域産業だったこと、それ故、発足間もない松本商業会議所が最重要事項として税務当局への陳情を展開したことが明らかとなった。その過程で、織物消費税につきまとう欠陥である課税対象の曖昧さが松本税務署の恣意的とも言える判断を生み出し、遂には、縁獲りのない蚕網は織物だとしてそれへの課税措置につながったことも判明した。そこには、織物消費税の課税範囲を明確化するために大蔵省が作成したガイドラインが、課税開始時に大蔵省自身が非課税とした蚕網への課税につながるという皮肉な状況があった。税務当局自体も混乱せざるを得ない織物消費税の問題性がはっきりと浮かび上がる瞬間だった。

本論では、蚕網が松本およびその周辺の地域経済にとってどのような位置を占めていたのかについて、単に松本地方の特産物だったことだけでなく、地域の製造業として不可欠の地位にあったことも究明した。だが、蚕網製造の地域経済に占める位置をさらに鮮明にするためには、本論で検討したような量的把握だけでなく、蚕網の製造・販売に関わる経営内容にも立ち入った分析が今後は求められよう。何故なら、蚕網の製造には大量の柿と綿糸が必要であり、やはりこの地方に近世以来根づいていた、例えば足袋底をはじめとする綿糸関連工業がどの程度、そしてどのように蚕網製造と関わっていたのかを明らかにすることによって、地域経済の重要な要素だった蚕網製造の全貌を描くことができるからである。

では、地方商議所としての松本商業会議所の活動は、どのように評価されるべきだろうか。

これまで明らかにしたごとく、一旦非課税となった蚕網への課税撤廃を目指し、同業組合と一体になり松本商業会議所が最大限の活動を展開したことは間違いない。しかし、問題の本質は、大衆課税の一環として導入された織物消費税そのものであったのであり、そこにこそ、商業会議所連合会や関連する業界団体がこぞって廃税運動を繰り返

た理由があった。その意味では、松本商業会議所の活動が蚕網の非課税化のみを目標としたために、廃税に向けた連合会等との連携が実はほとんど見られなかった点を指摘せざるを得ない。地方商業会議所の持つ地域密着の姿勢だけが前面に出ていた、と評価する他ない。

最後に、織物消費税の課税範囲をめぐる問題を検討する場合、大蔵省による課税範囲の例示にも記載されているように、漁網もまた同様の問題を抱えていたはずである。漁網製造が蚕網ほどの地域性を持っていたか否かは不明だが、漁網課税問題をめぐる動きの検討が、蚕網問題の全貌解明にとっても有効な比較材料を提供すると考えられ、実際、未だ織物消費税が廃止されていない1947（昭和22）年に衆議院水産委員会で漁網課税問題が議題となった事実がある。

そこでの議論の一端を紹介して、本論を終わりたい。

1947(昭和22)年9月23日、衆議院水産委員会²⁸⁾

○鈴木(善幸)委員:(前略)今回もじ網(網目の細かな漁網……筆者注)等につきまして課税をされるということではありますが、もじ網は申すまでもなく生産資材であります。これが製造の過程におきましては、なるほど織物のような生産行程をとるのでありますけれども、これは最終消費財ではなくて漁網として明らかに生産資材である。このような生産資材に課税をいたしますれば、勢い魚價に大きな影響をもつてくる。しかして結果が消費大衆の大きな負擔に相なるのでありまして、大衆課税のような意味をもつことになると思うのであります。(中略)

かつて漁網は非課税物資として明記されておつたものでありまして、今回は漁網全般も非課税物資として明記されておられませんけれども、生産資材である漁網、

この中には當然このもじ網も非課税物資として指定さるべきものであると考える次第であります。

○前尾(繁三郎)政府委員:(前略)たまたま御承知のように織物消費税につきまして、最近綿織物を課税の対象にとり入れたのであります。その結果といたしまして、織物の定義に従いまして、漁網に課税になるものができてきた次第であります。(中略)織物消費税の性質につきましては、特に生産者に對して課税いたしておりますので、用途による免税ということは非常に困難でございます。(中略)漁網を對象として、特に課税いたしたいという氣持は毛頭ございません。しかしただそれが生産資材に使われるか、あるいは消費財に使われるかということは、生産者に課税をいたしておりますその課税のときにおきましては、非常に不明確でございます。従いまして従来から織物消費税につきましては用途免税ということはせずに、織物の定義に従いまして、その定義に該當するものに對しては課税をしておるような次第でございます。(中略)特に漁網だけをとり出して非課税にする方法があるかどうかということについて、せつかく検討いたしておる次第でありまして、御趣旨の點は十分了承いたしておりますので、さらに研究中でございます。(中略)十分御趣旨に副いまして検討いたします。

まさしく、戦前の蚕網課税のケースと同じ経緯、同じ反対論拠である。この漁網課税は撤回された。

注

注1 1949(昭和24)年10月25日から40日間の会期で開かれた第6回臨時国会で政府がシャープ勧告に沿った税制改正に着手しようとしていたことは、池田大蔵大臣による法案の主旨説明に関する発言に明瞭に表れている(池田大蔵大臣の発言等については、『第6回国国会議録大蔵委員会第11号』を参照されたい)。

また、1954年～55年の間に行われた対談形式の回想を記録した大蔵省大臣官房調査企画課の『戦時税制回顧録(下)』(『昭和財政史史談会記録』の第3号とされているが、発行元や発行年は不明)の中で、織物消費税の実務に携わった元大蔵省主税局長青木得三は、戦後の織物消費税廃止について、「自由党が取引高税の廃止をマッカーサーに申し出て、それからシャープが来て、取引高税の廃止は違反ではないが、その前に廃止すべきものがある。それは織物消費税であると言った」(上記『回顧録(下)』p.297)、あるいは「なにしろあれはシャープ博士に、取引高税をやめたいと申し出たところ、取引高税をやめることについて強いて異存はないが、やめるならば取引高税より織物消費税のほうが先であると考えている。それというもおそらく、当時日本人があまりにもきたない着物を着ていたため、かわいそうになったのかもしれないが、(後略)」(上記『回顧録(下)』pp.310-311)と述べ、織物消費税の廃止がシャープ税制使節団からの指摘にもとづいていたことを明かしている。

注2 網地も織物と見なして課税対象とする以上、養蚕具としての蚕網だけでなく漁網もまた対象となったが、漁網問題はここでの主題ではないので省略する。

注3 近世期の養蚕・製糸技術の進展については『講座・日本技術の社会史』第三巻紡織(1983年、日本評論社)の「近世の養蚕・製糸業」を参照されたい。

注4 山城国出身の野本道玄が記した養蚕書。津軽藩に招かれて津軽藩士となり、京都近辺の養蚕・製糸・織物の技術を津軽藩へ伝えた。

注5 以下、近世期の養蚕書を引用する際には適宜、原文にはない句読点を補う。また、それら養蚕書にはほとんどの場合、頁番号等は付されていないため、本論では頁番号については表記しない。

注6 『松本大観』p.101-107。

同書は1912(大正元)年に松本で発行され、松本高等女学校教諭の津島壺城氏の編著とされている。発行所は「瀧川製本所」である。農業・工業・商業・行政・教育など全般にわたり松本市を紹介する内容が掲載されているが、巻末には「営業税廿五円以上納ムル人員」として松本市の商工業者が列挙されている。この時期、松本商業会議所への加入条件であり、かつ加入義務を負う基準税額が営業税25円以上であっ

たこと、および、やはり巻末には松本市内で営業する数多くの商工業者が広告を掲載している点からみて、『松本大観』は明らかに商業会議所が関与した刊行物と考えられる。むしろ、通常の商工人名録に近い性格の刊行物である。

注7 地方により多少の表現の違いがあったことは、各養蚕書が指摘するところであるが、獅子・鷹・船・庭の4種類の表現が最も多い。

注8 煙草の専売制度については、葉煙草専売法にもとづき1898(明治31)年にまず煙草の専売のみが始まり、1904(明治37)年から国による製造・専売が開始された。塩については、もともと国内産業保護の観点から輸入塩に関税を課していたが、日露戦争時に制定された非常特別税法の一環として塩消費税が構想された。かかる塩消費税構想が頓挫したことを受けて政府は、塩に関する賦課を専売方式へと転換し、1905(明治38)年に塩専売法を成立させて塩の製造・専売を開始した。以上、詳しくは『明治大正財政史第九巻』(財政経済学会、1936年)pp.7-184、および『明治大正財政史 第十巻』(財政経済学会、1937年)pp.1-191を参照されたい。

注9 蚕網課税をめぐる松本での動きに関しては、すべて松本商工会議所所蔵史料に依拠した。以下、特に断らない限り松本商工会議所所蔵史料については出典の記述を省略する。

注10 鈴木芳行「織物消費税納税システムの構築と交付金制度」(『税大論叢』37号所収、2001年)による。なお原史料は、明治41年7月9日付訓甲第63号「織物二関スル取扱方心得」で、現段階で確認できるのは長野税務監督局と東京税務監督局のものだけである。

注11 松本蚕網製造業組合から松本商業会議所に提出された「意見書」(日付は不明)の末尾部分である。

文献

- 1) 奥村正二『小判・生糸・和鉄』(1976年、岩波書店)pp.68-70。
- 2) 『徳川實紀』第五編(1904年、経済雑誌社)pp.324-325。
- 3) 前掲『小判・生糸・和鉄』pp.84-85。
- 4) 鈴木武雄『財政史』(東洋経済新報社、1962年)p.85。
- 5) 非常特別税については、『明治大正財政史 第六巻』(財政経済学会、1937年)、pp.11-99を参照。
- 6) この時期の政治情勢については、坂野潤治『明治憲法体制の確立』(東大出版会、1971年)、および宇野俊一『桂太郎』(吉川弘文館、2006年)を参照。
- 7) 『明治大正財政史 第六巻』(財政経済学会、1937年)p.106。
- 8) 『明治大正財政史 第六巻』(財政経済学会、1937年)pp.151-152。
- 9) 営業税等をめぐる桂内閣と商業会議所連合会との軋轢、および折衝過程については、拙稿「戦前

日本の商業会議所立法』（『松本大学研究紀要』第7号、2009年）、および石井裕晶『中野武嘗と商業会議所』（ミュージアム図書、2004）を参照されたい。

- 10) 『明治大正財政史 第六卷』（財政経済学会、1937年）、pp.977-978。なお、所得税制の導入については、林健久『日本における租税国家の成立』（東大出版界、1965年）を参照。
- 11) 『明治大正財政史 第七卷』（財政経済学会、1938年）pp.388-403。
- 12) 『明治大正財政史 第七卷』（財政経済学会、1938年）pp.621-647。
- 13) 『明治大正財政史 第七卷』（財政経済学会、1938年）pp.675-717。
- 14) 『明治大正財政史 第七卷』（財政経済学会、1938年）pp.855-875。
- 15) 『明治大正財政史 第七卷』（財政経済学会、1938年）pp.434-534。
- 16) 織物消費税の概略については、『明治大正財政史 第七卷』（財政経済学会、1938年）pp.767-841を参照。
- 17) 本多勇雄編『織物消費税ニ関スル報告書』（1909年、凸版印刷）、pp.4-5。
- 18) 前掲『戦時税制回顧録（下）』p.319。
- 19) 『第二十一回帝国議会衆議院委員会会議録』中の「非常特別税法中改正法律案外七件会議録」（明治三十七年12月12日）。
- 20) 同上。
- 21) 前掲『織物消費税ニ関スル報告書』p.15。
- 22) 前掲『戦時税制回顧録（下）』pp.289-290。
- 23) 『明治大正財政史 第七卷』（財政経済学会、1938年）p.828。
- 24) 大正期以降の織物消費税については、『明治大正財政史 第七卷』（財政経済学会、1938年）および勝正憲『日本税制改革史』（1938年、千倉書房）を参照。
- 25) 1910（明治43）年、松本商業会議所発行の商工人名録による。
- 26) 拙稿「地方商工会議所の歴史的な性格」（『松商短大論叢』、1997年）。
- 27) 前掲『松本大観』および、前掲拙稿を参照。
- 28) 『第一回国会衆議院委員会会議録』中の「水産委員会 第17号」。